

Ⅱ 食と農に関する国家戦略的取組

(1) 食料自給率向上のための戦略的取組

【食料自給率向上対策 16,595(6,486)百万円】

対策のポイント

食料自給率の向上を図る上で、影響の大きい4品目(米、飼料作物、油脂、野菜)を重点に置き、消費と生産の両面からの取組を戦略的に推進します。

(現状)

- ・ 我が国の食料自給率(カロリーベース)は、主要な先進国の中で最低水準(オーストラリア237%、アメリカ128%、フランス122%、イギリス70%(以上平成15年)、日本39%(平成18年度))。
- ・ 世論調査では、現在の我が国の食料自給率の水準について、約7割の人が「低い」と回答。また、我が国の将来の食料供給について、約8割の人が「不安がある」と回答(平成18年12月内閣府特別世論調査)。

政策目標

食料自給率の向上

カロリーベース	39%(平成18年度)	→	45%(平成27年度)
生産額ベース	68%(平成18年度)	→	76%(平成27年度)

<内容>

1. 食料自給率に関する国民への情報発信の強化

- ① 国民の食料自給率向上への関心が深まるよう、消費者のニーズに即しつつ、メディアミックス(多様なメディアを効果的に組み合わせた広報)の手法を活用するなどの戦略的な広報活動を実施するとともに、「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発を推進します。

【食料自給率戦略広報推進事業 1,700(0)百万円】

【にっぽん食育推進事業 2,776(3,815)百万円】

【新規米加工品需要開発事業 40(0)百万円】

- ② 途上国の経済発展、バイオ燃料の生産拡大等による農産物需要の増大など、国際的な食料需給の動向変化やそれに伴う穀物価格の高騰等に対応するため、これら国際食料事情の変化に関する迅速な情報の収集、正確な要因分析、効果的な分析結果の提供などそれぞれの面での取組を強化します。

【世界食料需給動向等総合調査・分析関係費 117(0)百万円】

- ③ 地域全体で地産地消に取り組む地産地消モデルタウンの整備等に加え、直売所等を中心として高齢・小規模農家が活躍できるモデル的な生産・流通体制づくりを支援します。また、地産地消の拠点となる直売所等の環境整備、コーディネーターの育成、関係者のネットワークづくり等を推進します。

地産地消関連事業 834（794）百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

2. 生産基盤強化に向けた総合的な対策

- ① 市町村内の農業関係者が一丸となっていく、農業産出額の増加を目標とした産地づくりを総合的に支援します。

産地生産拡大プロジェクト支援事業 1,265（0）百万円
補助率：1／2、1／3等
事業実施主体：民間団体、地域協議会、市町村

- ② 需要に応じた生産量の確保、生産コストの削減、品質の向上など産地の競争力の強化を図るための取組を支援します。

強い農業づくり交付金 24,914（34,067）百万円の内数
補助率：1／2、1／3等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

- ③ 新技術等の導入と未活用労働力・資本の活用等により、革新的な営農モデルの構築・普及を推進します。

生産性限界打破事業 703（0）百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体

- ④ 加工・業務用需要に対応した国産野菜・果物の安定供給体制の整備のため、栽培体系の確立や契約取引の推進に必要な産地指導者の育成等を行います。

加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業 54（43）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 飼料自給率の向上に向けた総合的な取組

- ① 地域の関係者が連携した、緑肥作物の飼料への転換、耕作放棄地の草地としての有効活用の普及・促進を支援します。

粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業 424（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県飼料増産推進協議会

- ② 耕種農家と畜産農家の連携により、稲わらや稲発酵粗飼料（稲ホールクロップサイレージ）の利用拡大に加え、新たに、中核的な担い手であるコントラクター等による水田の裏作としての飼料作物を作付けし、畜産農家へ供給する取組を支援します。

国産粗飼料増産対策事業 1, 822 (1, 722) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

- ③ 短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するため、地域の食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーが連携したエコフィードの生産の増加や原料の品質確保に必要な集荷体制の構築を支援します。

エコフィード緊急増産対策事業 792 (0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：地域協議会

- ④ 配合飼料価格の急激な上昇が、国産飼料を活用する畜産農家に及ぼす影響を緩和するよう、国と民間による計画的な「異常補てん基金」の積立や「通常補てん基金」に財源不足が生じた際の借入に対する利子助成を行います。

配合飼料価格安定資金造成事業 6, 000 (0) 百万円
(配合飼料メーカー積立分と合わせて120億円)
補助率：定額
事業実施主体：(社) 配合飼料供給安定機構

- ⑤ 食品残さの飼料化等バイオマスの利活用を加速化する施設の整備や体制の確立等を支援します。

【地域バイオマス利活用交付金 11, 129 (14, 346) 百万円の内数】

【バイオマス利活用加速化事業 55 (41) 百万円の内数】

- ⑥ 事業者と農業者等が連携して行う、食品廃棄物の肥料化・飼料化を通じた「リサイクル・ループ」の形成等のための認証ルールづくり等を支援します。

【食品資源循環形成推進事業 36 (42) 百万円】

【食品循環資源経済的処理システム実証事業 33 (70) 百万円】

[担当課：総合食料局食料企画課 (03-3502-7942 (直))]

食料自給率向上のための戦略的取組

平成18年度の食料自給率は9年ぶりに低下し39%（カロリーベース）。自給率向上につながる取組を強化する必要

【取組強化に向けた視点】

- ① 成果を意識した戦略的な取組の強化
- ② 大きな影響を与える4品目（米、飼料作物、油脂、野菜）に施策を集中、消費・生産の両面から危機感を持って検討
- ③ 消費者・実需者を巻き込んだ国民運動の展開、食品産業の需要に応じた生産・流通・消費対策の確立、農林水産物の輸出促進等の視点を反映
- ④ 自給率の向上は、全ての関係者が一致団結し、国家としての長期展望・戦略を持って取り組むべき重要課題

19年度中の取組

《消費面》

- 食育等における重点品目についての集中的な取組の実施
 - ・ 米の消費拡大が期待される「朝ごはんビジネス」の支援や米粉の新規需要の開拓の推進（関係業界等とも連携）
 - ・ 脂質の過剰摂取の抑制に重点を置いた普及・啓発資材の作成（長州小力パン）

○ 情報発信の取組の強化

- ・ 学校給食における地場産の米・野菜等の活用実態等に即した地方公共団体等との意見交換の実施
- ・ 商社・在外公館等との国際食料需給に関する情報共有の強化

《生産面》

- 加工・業務用需要に応える野菜の産地づくりの取組
 - ・ 新たな加工・業務用野菜のモデル産地の形成
 - ・ 加工・業務用野菜の需要に取り組む産地への支援・指導の重点化
- 飼料自給率の向上に向けた取組
 - ・ 水田における地域の創意工夫を活かした飼料生産を支援
 - ・ 食品関連業者と畜産農家等とのマッチングの実施による飼料化の推進
- 「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に沿った支援策の展開

20年度の追加的な取組

《消費面》

- 国民の食料自給率向上への関心が深まるよう、消費者のニーズに即しつつ、メディアミックス（多様なメディアを効果的に組み合わせた広報）の手法を活用するなどの戦略的な広報活動を実施するとともに、「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発を推進
 - 【食料自給率戦略広報推進事業等 1,740(0)百万円】
 - 【にっぽん食育推進事業 2,776(3,815)百万円】

- 国際食料事情の変化に関する迅速な情報の収集、正確な要因分析、効果的な分析結果の提供などそれぞれの面での取組を強化するとともに、情報を一元的に収集・分析するための体制の整備
 - 【世界食料需給動向等総合調査・分析関係費 117(0)百万円】
 - 【20年度組織・定員要求】

《生産面》

- 加工・業務用需要に応える野菜の産地づくりの取組の強化
 - ・ 加工・業務用野菜の需要に取り組む産地については、強い農業づくり交付金により共同利用施設の整備等の支援
 - 【強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数】
 - ・ 加工・業務用需要に対応した国産野菜・果物の安定供給体制の整備のため、栽培体系の確立や契約取引の推進に必要な産地指導者の育成等の支援
 - 【加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業 54(43)百万円】
- 飼料自給率の向上に向けた取組の強化
 - ・ 緑肥作物の飼料への転換、耕作放棄地の草地としての有効活用の普及・促進の取組の支援
 - 【粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業 424(0)百万円】
 - ・ 地域の食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーが連携したエコフィードの生産拡大の支援
 - 【エコフィード緊急増産対策事業 792(0)百万円】

追加的取組として、関係団体等の取組と併せ食料自給率向上協議会の場にて了承

食料の未来を描く戦略会議の場も活用、国民に向けたメッセージの発信

平成27年度の自給率目標達成に向け、施策の更なる推進

基本計画における27年度目標

金額ベース
カロリーベース

45%
76%

世界食料需給動向総合調査・分析

新たな情報収集システムの構築による情報把握

商社、食品製造業等とのネットワーク



海外現地コンサルタントの活用



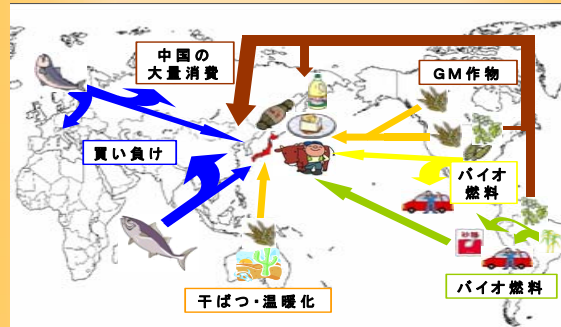
職員による現地調査の実施(ノウハウ蓄積)



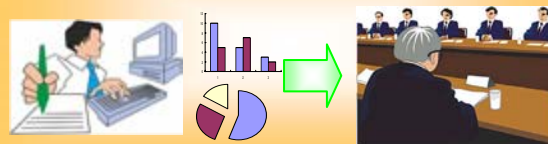
省内での情報共有を図り独自の情報を適時施策へ反映することが可能

情報分析の多角化・高度化

他産業の市場分析等ノウハウを活用し分析
(職員では困難な専門分野に限定)



分析結果の検証委員会の開催
(食料需給の専門家などによる検証)



(多様な観点)

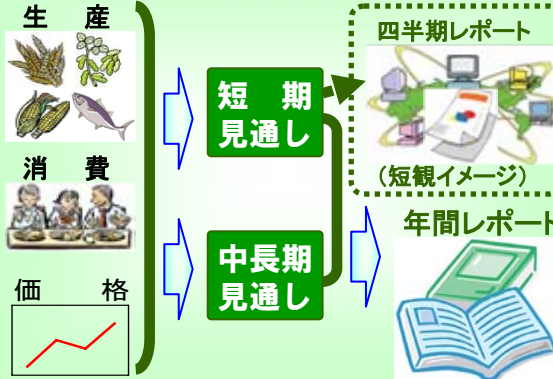


要因相互の関連
総合的影響分
析

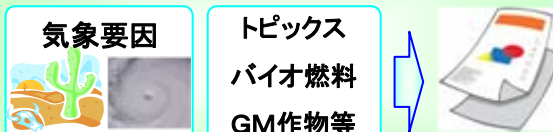
多様な観点からの分析や変動要因相互の関連など総合的な影響分析が可能

効果的な分析結果の提供 (分析レポートの作成)

国際食料需給の年間レポート(総合性・明解性)



個別の要因に即した分析レポート(迅速性)



施策への的確な反映、国民全体での認識共有、民間調達の円滑化等が可能

(2) 国産飼料の生産拡大と利用の促進

【国産飼料生産拡大・利用促進対策 34,305(26,018)百万円】

対策のポイント

国際的な穀物価格の上昇に対応するため、配合飼料価格の安定を図りつつ、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、飼料をめぐる新たな国際環境に対応できる力強い畜産経営を確立します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（発酵させた粗飼料（牧草、青刈りとうもろこし、稲発酵粗飼料））、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、魚粉、エコフィード等

牛や羊等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料の原料は、その大半が海外からの輸入穀物等で、世界的なバイオエタノール需要等を背景に価格が上昇していることから、配合飼料価格が上昇しています。このため、国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています（エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です！）。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 配合飼料価格の安定対策

配合飼料価格の急激な上昇が、国産飼料を活用する畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国と民間の協力の下に計画的に「異常補てん基金」を積み立てるとともに、新たに「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を行います。

配合飼料価格安定資金造成事業 6,000(0)百万円
(配合飼料メーカー積立分と合わせて120億円)

補助率：定額

事業実施主体：(社)配合飼料供給安定機構

2. 国産飼料増産の取組強化

(1) 粗飼料の生産拡大

- ① 飼料作物の作付けを緊急的に促進する観点から、地域の関係者が連携し、有効利用されずに鋤き込まれている緑肥作物（ソルゴー、えん麦等）の飼料への転換、耕作放棄地の草地としての有効活用を普及・促進する取組を支援します。

粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業 424(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県飼料増産推進協議会

- ② 耕種農家と畜産農家の連携により、稲わらや稲発酵粗飼料の利用拡大に加え、新たに、地域における飼料生産の中核的な担い手であるコントラクター等が、水田の裏作として飼料作物を作付けし、畜産農家へ供給する取組を支援します。

国産粗飼料増産対策事業 1, 822 (1, 722) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

- ③ 水田地帯における生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興への取組、飼料増産に向けた草地や飼料畑の造成・改良等を促進するための基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための機械・施設の整備等へ支援します。

また、飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を確立するため、飼料作付面積に応じた支援を行います。

【強い農業づくり交付金 24, 914 (34, 067) 百万円の内数】

【耕畜連携水田活用対策事業 5, 404 (5, 404) 百万円】

【草地畜産基盤整備事業(公共) 14, 390 (13, 418) 百万円】

【未来志向型技術革新対策事業 4, 793 (5, 882) 百万円の内数】

【酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 5, 446 (5, 446) 百万円】

(2) エコフィードの生産拡大と利用の促進

- ① 短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、地域の食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援します。

エコフィード緊急増産対策事業 792 (0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：地域協議会

- ② エコフィードに関わる技術情報等の普及や認証制度の検討等の取組への支援により、食品残さの飼料化を推進します。

エコフィード対策推進事業 27 (28) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

- ③ 国の直接採択によりエコフィード原料や製品の収集・運搬が県域を越えるような大規模な整備の取組を支援します。

未来志向型技術革新対策事業 4, 793 (5, 882) 百万円の内数
補助率：1/2
事業実施主体：民間団体

担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-5993(直))
" 畜産企画課(03-3502-0874(直))

(3) 食事バランスガイドの普及と教育ファームの展開による食育の推進

【食育の推進 9, 950 (9, 014) 百万円】

対策のポイント

- ① 生産・流通・消費の各段階において、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発の取組を促進します。
- ② 教育ファームの取組を推進し、自然の恩恵の上に我々の食生活が成り立っていることについての国民の理解を深めます。

(食育の推進)

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して適切な判断を行う能力を身に付けることによって、健全な食生活を実践することが重要です。

(食事バランスガイドとは)

食事の望ましい組合せやおおよその量をわかりやすくイラストで示したものです。生活者が自分自身の食生活を見直すきっかけになるものとして、より多くの方々に活用されることを目的としています。



(栄養バランスが優れた日本型食生活とは)

日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」は、健全で豊かな食生活を実現する上で効果的です。

（教育ファームとは）

自然の恩恵の上に我々の食生活が成り立っていることへの理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組のことです。なお、一連の農作業等の体験とは、農林漁業に実際に携っている者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上行うことです。

政策目標

- 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合：30%（22年度）
- 市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合：60%（22年度）

<内容>

1. 「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発

食育に熱心に取り組もうとしている地区を全国から選定し、関係者の連携の下、外食・小売業等の店舗、交通機関、公共施設等の場を利用して、集中的・重点的に「食事バランスガイド」を活用した活動を展開し、「日本型食生活」の効率的・効果的な普及・啓発を図ります。

また、「日本型食生活」が健康にどのような効果を及ぼすのかを科学的に検証するための調査を実施します。

2. 「教育ファーム」の推進

点的な取組に止まっている教育ファームが、全国で幅広く継続的に展開されるようにするため、教育ファームの実施主体に対する研修の実施や運営マニュアルの作成を行うとともに、参加者の理解を助けるための教材の作成などを行います。

また、市町村、教育関係者、農林漁業者等が連携して教育ファームに取り組むモデル事業の実施により、自然の恩恵への感謝の念や「食」に関わる人々の活動への理解を深める上でどのような手法が効果的なのかについて検証等を行います。

【にっぽん食育推進事業 2, 776（3, 815）百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2, 345（2, 513）百万円の内数】

(関連施策)

3. 食料自給率に関する国民への情報発信の強化

- ① 国民の食料自給率向上への関心が深まるよう、消費者ニーズに即しつつ、メディアミックス（多様なメディアを効果的に組み合わせた広報）の手法を活用するなどの戦略的な広報活動を実施します。

食料自給率戦略広報推進事業 1, 700 (0) 百万円
事業実施主体：民間団体

- ② 国際的な食料需給の動向変化やそれに伴う穀物価格の高騰等に的確に対応するため、これら国際食料事情の変化に関する迅速な情報の収集、正確な要因分析、効果的な分析結果の提供などそれぞれの面での取組を強化します。

【世界食料需給動向等総合調査・分析関係費 117 (0) 百万円】

4. 農林漁業に関する体験活動の促進

各省が連携して進める小学生の農山漁村での長期宿泊体験活動などの機会を通じて、食や農林水産業に関する様々な体験活動を推進します。これにより国民の食や農林水産業に関する理解と関心の増進を図ります。

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

30, 546 (34, 088) 百万円の内数】

【その他 1, 220 (980) 百万円】

5. 地産地消の推進

地域全体で地産地消に取り組む地産地消モデルタウンの整備等に加え、直売所等を中心として高齢・小規模農家が活躍できるモデル的な生産・流通体制づくりを支援します。また、地産地消の拠点となる直売所等の環境整備、コーディネーターの育成、関係者のネットワークづくり等を推進します。

【834 (794) 百万円】

6. 食に関する様々な情報提供等の推進

国民の適切な食生活の選択に資するよう、食品表示など食に関する様々な情報提供等を推進します。

【330 (167) 百万円】

7. 食品廃棄物の発生の抑制や再利用等の推進

バイオマス利用、食品リサイクル等を推進し、食料資源の有効利用の促進及び環境と調和のとれた農林漁業の活性化へとつなげます。

【地域バイオマス利活用交付金 11, 129 (14, 346) 百万円の内数】

【その他 2, 972 (3, 236) 百万円】

[担当課：消費・安全局消費者情報官 (03-5512-2292(直))]

（４）生産と流通の両面におけるコストの戦略的な縮減

【食料供給コスト縮減対策 １０，２１４（９，９４２）百万円】

対策のポイント

「食料供給コスト縮減アクションプラン」に基づき、生産と流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組を、実施状況の検証を行いつつ着実に推進します。

（分野ごとの取組）

- ・ 生産コスト縮減に向けて、低価格資材の供給、生産資材の流通の合理化、生産資材の効率利用及び革新的技術の導入等を推進します。
- ・ 流通コスト縮減に向けて、物流の効率化、卸売市場改革、多様なニーズに対応する流通体系の構築等を推進します。
- ・ 安価な資材・農機の提供、物流の合理化による配送コスト縮減等農協の経済事業改革を推進します。

政策目標

食料供給コストを「５年で２割縮減」

<内容>

１．生産コスト縮減に向けた取組

- ① 新技術等の導入と未活用労働力・資本の活用等により、革新的な営農モデルの構築・普及を推進します。

生産性限界打破事業 ７０３（０）百万円
補助率：定額、１／２
事業実施主体：民間団体

- ② 稲作において、生産資材費の低減に資する先駆的な取組を集中的に実施し、生産資材の合理的な利用体系を確立します。

生産資材コスト低減成果重視事業 １５（２３）百万円
補助率：１／２
事業実施主体：民間団体

- ③ コスト縮減に資する農業機械の実用化に向けた研究開発を推進します。

（独）農業・食品産業技術総合研究機構運営費交付金の一部
１，８１４（１，８８９）百万円の内数
補助率：定額

事業実施主体：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

- ④ 直播栽培や不耕起栽培などの技術を組み合わせ、効率的な輪作経営を実践するモデル経営体に対して一定額の助成を行い、労働力配分や土地利用の合理化、資本装備の最適化等の経営革新の取組効果を実証します。

担い手経営革新促進事業のうち経営革新モデルの実践の取組
１，１００（１，７００）百万円
補助率：定額

事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会

- ⑤ 集出荷貯蔵施設等の共同利用施設や作業用機械の整備により、農業生産の省力化を図り、生産コストの削減等による産地の競争力強化を図ります。

（ 強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に関する取組
24,914（34,067）百万円の内数 ）

【未来志向型技術革新対策事業 4,793（5,882）百万円の内数】

- ⑥ 新技術（魚倉のコンテナ化、省エネルギーエンジン等）を漁業活動に導入し経営改善を図るための、法人化等を志向するモデル的な取組を支援します。

（ 効率的・安定的沿岸漁業促進事業 190（0）百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体等 ）

2. 流通コスト縮減に向けた取組

- ① 食品流通における電子タグ等の新技術や通い容器の普及に向け、新技術を活用するビジネスモデルや通い容器の新たな流通管理システムを構築します。

（ 新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業 215（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

- ② Uターン転送のような非効率な食品流通を解消するため、流通業者のノウハウ・知見を活用しつつ、新たな地域流通モデルを構築します。

（ 地域流通モデル構築支援事業 20（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

- ③ 卸売市場の再編や市場機能の充実に資するための施設整備、農業者と食品産業等の実需者が広域連携し農畜産物等を配送・販売するための加工・流通拠点施設の整備等を実施します。

（ 強い農業づくり交付金のうち卸売市場施設整備対策
24,914（34,067）百万円の内数
広域連携アグリビジネスモデル支援事業のうち加工・流通拠点整備事業
762（895）百万円の内数 ）

- ④ 加工業者、小売業者等と連携した新たなビジネスモデルを開拓。特に、市場統廃合（ITを活用したセリ機能の統合を含む。）、買参人の参入自由化等に取り組む産地市場における産地・消費地間の直接取引を積極的に推進します。

（ 水産物流通構造改革事業 491（491）百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体 ）

3. その他の取組

以上の取組のほか、改正卸売市場法による卸売手数料の弾力化（平成21年度～）、科学的知見等を踏まえた化学肥料の登録有効期限の延長等の規制の見直しや、農協の経済事業改革の推進等を実施します。

[担当課：総合食料局食料企画課（03－3502－7942（直））]

(5) 農林水産分野における原油価格高騰対策の推進

対策のポイント

省エネなどの構造転換対策、税制優遇措置、金融措置などきめ細かな対策を一体的に講じ、農林漁業者の経営体質の強化を図ります。

(原油価格の動向と農林水産業)

原油価格は、数年前から高水準で推移しており、平成19年11月23日には、WTI※市場原油価格が1バレル98.18ドルとなり、過去最高を更新したところです。

A重油等を多く使用している農林水産分野では、漁業や施設園芸を中心に、経営への深刻な影響が懸念されています。

※WTI：West Texas Intermediate

<内容>

1. 予算措置

(1) 速効性のある対策（平成19年度中に対応）

- ① 漁業者の経営体質を強化するとともに、省エネルギー型漁業への転換を促進するため基金を設置し、省エネ設備への転換やグループ操業（共同探索船・共同運搬船の運航）への支援、小規模漁業者グループが省エネ型操業への転換を図る際の新操業形態の実証、並びに輪番制休漁者による藻場・干潟の造成等の漁場の生産力向上等の取組を支援します。

水産業燃油高騰緊急対策（基金）[19年度補正]
[10, 150]百万円
事業実施主体：民間団体等

- ② 既存予算のメニュー追加（ハウス被覆の多層化等）による施設園芸の省エネルギー化を図るとともに、省エネルギー型の農業機械の導入支援を拡充し、利用を推進するための緊急的な施設・機械整備対策を実施します。

強い農業づくり交付金（19年度）（34, 067）百万円の内数
補助率：1／2等
事業実施主体：民間団体

(2) 平成20年度要求による対策

① 省エネルギー技術・設備の開発・導入促進

- 農林水産業の省エネ技術実証・開発について、補助事業や競争的資金による支援を実施します。

【省エネルギー技術導入促進事業 924（924）百万円】

【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

5, 200（0）百万円の内数】

- 木質バイオマス利用加温設備、ヒートポンプと燃油加温機のハイブリッド加温設備など、省エネルギー効果・温室効果ガス排出量削減効果の高い温室用加温設備等のモデル導入を推進します。

【省石油型施設園芸技術導入推進事業 375（0）百万円】

【施設園芸脱石油イノベーション推進事業 156（370）百万円】

【家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業 43（0）百万円】

② バイオ燃料・バイオマスエネルギーの開発・導入促進

- ・ 食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用のバイオマスを有効に活用し、国産バイオ燃料の生産拡大に向けた研究開発、技術実証、意識改革等の取組を支援します。

【日本型バイオ燃料生産拡大対策 7, 955 (1, 016) 百万円】

2. 税制措置

農林水産省及び関係省庁の要望により、平成20年度税制改正の結果、以下の特例措置が講じられる予定です。

- ① バイオエタノール混合ガソリンに係る軽減措置の創設（揮発油税・地方道路税）
- ② バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の特例措置の創設（固定資産税）
- ③ 農林漁業用A重油に係る税の特例措置の延長（石油石炭税）

3. 金融措置

- ① 原油価格の高騰に対応し、経営の維持安定に必要な資金を融通します。（農林漁業金融公庫の本支店に相談窓口を設置）

【農林漁業セーフティネット資金（農林漁業金融公庫）】

- ② 燃油高騰による漁業者の掛増しの運転資金に対する低利融資や、機関保証の促進を図ります。

【省エネルギー推進緊急対策特別事業】

[担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-2016(直)）]

農林水産分野における原油価格高騰対策

予 算

○ 速効性のある対策

- 基金を設置し、漁業者の経営体質を強化するとともに、省エネ型漁業への転換を支援
【水産業燃油高騰緊急対策(基金)】
- 施設園芸の省エネルギー化を図るとともに省エネルギー型の農業機械の導入支援を拡充し、利用を推進するための緊急的な施設・機械整備対策を実施【強い農業づくり交付金】



外張の多重化
(二重膜化したハウス)



木質バイオマス
暖房機

○ 平成20年度要求の対策

① 省エネルギー技術・設備の開発・導入の促進

- 農林水産業の省エネ技術実証・開発について、補助事業や競争的資金による支援を実施
【省エネルギー技術導入促進事業、新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業】
- 木質バイオマス利用加温設備、ヒートポンプと燃油加温機のハイブリッド加温設備など、省エネルギー効果・温室効果ガス排出量削減効果の高い温室用加温設備等のモデル導入を推進
【省石油型施設園芸技術導入推進事業、施設園芸脱石油イノベーション推進事業、家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業】



高速田植機

② バイオ燃料・バイオマスエネルギーの開発・導入促進

- 食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用のバイオマスを有効に活用し、国産バイオ燃料の生産拡大に向けた研究開発、技術実証、意識改革等の取組を支援【日本型バイオ燃料生産拡大対策】



発光ダイオード集魚灯

税 制

○ 平成20年度税制改正の結果、以下の特例措置が講じられる予定

- バイオエタノール混合ガソリンに係る軽減措置の創設【揮発油税・地方道路税】
- バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の特例措置の創設【固定資産税】
- 農林漁業用A重油に係る税の特例措置の延長【石油石炭税】



バイオエタノール製造施設

金融措置

- 原油価格の高騰に対応し、経営の維持安定に必要な資金を融通
【農林漁業セーフティネット資金(農林漁業金融公庫)】
- 燃油高騰による漁業者の掛増しの運転資金の低利融資、機関保証の促進
【省エネルギー推進緊急対策特別事業】



一体的に推進

農林漁業者の経営体質の強化

(6) 技術イノベーション・知的財産の力による農林水産業の潜在能力の発揮

① イノベーションを先導する技術開発の加速化

【技術イノベーション対策 16, 489 (12, 843) 百万円】

対策のポイント

農林水産業の現場の課題と政策的なニーズに対応した技術開発を強化し、その成果を現場に迅速に還元します。特に、これまでのイネゲノム研究の成果を活用した育種の推進等、食料、環境、エネルギーをめぐる課題に対応した農業の新たな展開を図る技術開発に取り組みます。

(イネゲノム研究とは)

- ・日本中心の国際プロジェクトによりイネゲノム情報を2004年までに解読。
- ・さらに、多収性に関与する遺伝子や乾燥耐性に関与する遺伝子などの農業上重要な遺伝子の機能を解明。
- ・今後、これらの研究の成果を活用して、画期的な作物開発や作物開発期間の短縮が期待。
- ・コムギ、トウモロコシ等の遺伝子機能の大半はイネと共通しており、これらのイネ以外の作物開発にも研究成果の利用が可能。

政策目標

- 農林水産業の現場の技術的課題の解決と農林水産政策の推進に貢献
- 複合病虫害抵抗性イネ、乾燥・塩害耐性コムギ等の作物を5年後までに開発

<内容>

1. ゲノム研究の成果を活用した育種の推進

国内外の食料、環境、エネルギーを巡る課題に対応した新たな農業の展開を図るため、イネゲノムの完全解読、約100個の農業上重要な遺伝子の機能解明等これまでのイネゲノム研究の成果を活用して、画期的な作物の開発等を行います。

新農業展開ゲノムプロジェクト 4, 004 (0) 百万円
事業実施主体：民間団体等

2. 競争的研究資金の再編充実

民間、大学、都道府県、独立行政法人等の研究機関・生産現場から課題を募り、農

林水産業・食品産業の発展に貢献する革新的基礎・基盤技術の開発や現場の課題に対応した実用技術の開発を促進します。

【イノベーション創出基礎的研究推進事業 6,805(0)百万円】

【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 5,200(0)百万円】

3. 研究成果の実用化促進

既存の研究成果のうち、農業の生産現場での実用化に向け解決すべき課題を有するものについて、地域の関係機関相互の連携の下、さらに改善を加え、生産現場でより実践的に活用を図る研究を行います。

研究成果実用化促進事業 100(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：地域農業研究・普及協議会（仮称）

[担当課：農林水産技術会議事務局総務課 (03-3502-7399(直))]

イノベーションを先導する技術開発の加速化

農林水産技術開発を取り巻く情勢

農業

○耕作放棄地の増大

(平成7年) (平成17年)
24万ha → 39万ha

○農業労働力の減少・高齢化

・基幹的農業従事者数

(平成7年) (平成17年)
256万人 → 224万人

・65歳以上の基幹的農業従事者

(平成7年) (平成17年)
40% → 57%

環境

○地球温暖化の進行

- ・過去100年で0.74度の気温上昇
- ・今世紀末までに1.1～6.4度の気温上昇(予測)

エネルギー

○原油価格の高騰

過去4年で約3倍の高騰

○バイオ燃料への期待の高まり

国産バイオ燃料生産の目標

(2005年度) (2011年度) (2030年頃)
30KL → 5万KL → 600万KL

農林水産業の新たな展開に向けた技術開発

新農業展開ゲノムプロジェクトの推進

食料・環境・エネルギーをめぐる課題に対応した農業の新たな展開を図るため、これまで蓄積したイネゲノム研究の成果を活用して、画期的な作物の開発等を実施(超多収バイオマス作物、複合病虫害抵抗性イネ、乾燥・塩害耐性コムギなど)

研究者・生産現場の創意工夫を活かす競争的研究資金の再編充実

民間、大学、都道府県、独立行政法人等の研究機関・生産現場から課題を募り、農林水産業・食品産業の発展に貢献する革新的基礎・基盤技術の開発や現場の課題に対応した実用技術の開発を促進

研究成果の実用化の促進

既存の研究成果のうち、農業の生産現場での実用化に向け解決すべき課題を有するものについて、地域研究・普及連絡会議を通じて関係機関相互の連携の下、さらに改善を加え、生産現場でより実践的な活用を図る研究を実施

研究サイドと行政サイドとの連携強化と技術開発の進行管理

生産現場と行政の ニーズへの的確な対応

生産現場や行政部局からの提案を踏まえて研究課題を具体化・選別(地域研究・普及連絡会議等を開催)

技術開発の進行管理の徹底

関係行政部局の参画の下、プログラムオフィサー(PO)が各研究の進行管理を的確に実施

研究成果の実用化の促進

研究成果について実用化を促進するとともに、既存の研究成果のうち、未活用のものの実用化を促進する研究を実施

② 知的財産の創造・保護・活用による競争力強化と地域活性化

【知的財産対策関係 1, 552 (1, 644) 百万円】

対策のポイント

先端的な研究開発の成果、植物新品種や家畜遺伝資源、地域ブランド、農林水産業の現場の技術・ノウハウなどの知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用する体制づくりを早急に進めます。

農林水産業の産業としての潜在能力を発揮させるためには、先端的な技術や植物新品種に加え、農林水産業の現場の技術・ノウハウ、地域ブランド、食文化等の知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用することが重要です。これにより、農林水産業・食品産業の競争力強化と地域活性化を目指します。

(農林水産分野の知的財産とは)

- 農林水産分野の研究成果(農業技術等)
- 植物品種、動物品種、遺伝資源
- 農林水産業の現場で使われている技術・ノウハウ
- ブランド(地域ブランド、日本ブランド、企業ブランド等)
- 食文化、伝統文化
- 人々の手によってつくられた農山漁村景観

保護の一手段 (知的財産権制度)

- 育成者権
- 特許権
- 実用新案権
- 意匠権
- 商標権

政策目標

- 研究技術開発成果や農林水産業の現場における技術・ノウハウ、植物品種等の知的財産を農林水産業の競争力強化のために有効に活用する体制を整備
- 農林水産物・食品の地域ブランド化の取組を促進
- 植物新品種の育成者権保護を国内外において強化

<内容>

1. 農林水産分野の知的財産の活用促進

(1) 農林水産知的財産の創造・発掘・活用の促進

農林水産業・食品産業分野において、研究・技術開発の成果等の実用化を一層効果的に実施していくため、農林水産知的財産ネットワークを構築し、大学、独立行政法人研究機関、公立試験研究機関等の間で情報を共有し、保有する特許、育成者権等を一元的に検索できるシステムの構築により民間企業等による活用を促進します。また、農林水産業の現場の知的財産の円滑な活用を図るため、現場の技術・ノウハウ等の文書化、権利化、許諾、流通という一連の流れを創り出す手法を開発します。

【農林水産知的財産発掘・活用促進事業 57(0)百万円】
【現場創造型技術(匠の技)活用・普及支援事業 80(0)百万円】

(2) 研究成果の活用

研究成果等の実用化に当たって、独立行政法人研究機関に加え、国公立大学や公立試験研究機関が開発した新品種・新技術も活用し、これらの研究機関と産地・企業の連携による新食品・新素材の安定供給システムの確立を支援します。

また、普及組織が中心となって関係機関が普及・実用化のための実証を行う取組、TLO(技術移転機関)による産業界への技術移転を引き続き支援します。

【新需要創造対策 630(1,010)百万円】
【産学官連携経営革新技術普及強化促進事業 197(230)百万円の内数】
【農林水産技術移転促進事業 63(50)百万円】

2. 地域ブランド・日本ブランドの戦略的推進

農林水産物・地域食品を対象として、地域が『真に力のある地域ブランド』を確立できるよう、生産・品質管理、名称管理、マーケティング力向上等の一貫した取組に対しアドバイスするプロデューサーや専門家の招へい、機器や施設の整備等を支援します。

海外日本食優良店の調査、現地における優良店の基準の策定・普及、現地組織による情報収集等を支援することにより、海外における日本食の信頼性を高め、日本食ファンを世界に広げます。

【農林水産物・食品地域ブランド化支援事業 108(0)百万円】
【強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数】
【水産物流通構造改革事業 491(491)百万円の内数】
【食料産業クラスター展開事業 609(609)百万円の内数】
【海外日本食優良店調査・支援事業 182(276)百万円】
【海外日本食優良店普及促進事業 45(0)百万円】

3. 我が国の植物新品種、ブランド名称等の保護の強化

(1) 東アジア植物品種保護フォーラムの設置

我が国の植物新品種を海外においても適確に保護するため、東アジア地域において、制度の共通の基盤作りを目指し、各国が共同で調和のとれた制度の整備・充実を進めるため、「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置し、技術協力、人材育成等を推進します。

【東アジア植物品種保護フォーラム推進事業 127(0)百万円】
【アジア地域植物新品種保護制度整備推進事業 22(15)百万円】

(2) DNAによる品種識別の促進

我が国のオリジナル品種保護のためのDNA品種識別技術の開発、登録品種の標本・DNAの保存等を行います。

【登録品種の標本・DNA保存等事業 24(0)百万円】

【農林水産物等輸出促進支援事業のうち品種保護に向けた環境整備 58(72)百万円】

【品種登録予備審査促進データ構築提供 37(0)百万円】

(3) 家畜遺伝資源の保護・活用体制の強化

海外の追随を許さない優れた和牛の生産体制を構築するため、和牛精液ストロー等の流通管理の厳格化のための体制をモデル的に構築・実証します。また、遺伝子情報に基づいた速度と多様性に優れた和牛の改良技術(遺伝子育種)の早期実用化を図るため、和牛遺伝子解析等研究開発の促進のための取組を支援します。

【和牛精液等流通管理体制構築推進事業 82(109)百万円】

【畜産新技術実用化対策推進事業 532(559)百万円の内数】

(4) 海外の商標権等に関する情報収集・提供体制の強化

我が国食品産業の東アジア地域への投資を促進するため、海外現地連絡協議会の拡充、情報収集・提供体制の強化等を進めます。

食品産業国際競争力強化対策事業のうち東アジア産学官ネットワーク構築支援事業
58(58)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

4. 人材育成・普及

知的財産に関する農林水産現場の指導的人材を育成するため、普及指導員及び地方公共団体職員や農協の営農指導員等の指導的立場にある者等に対し、知的財産に関する研修を行うとともに、相談に対応できる体制を充実します。

農林水産分野知的財産人材育成総合事業 27(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[担当課：大臣官房企画評価課(03-3502-5525(直))]

知的財産の創造・保護・活用による競争力強化と地域活性化

先端的な研究開発の成果、植物新品種や家畜遺伝資源、地域ブランド、農林水産業の現場の技術・ノウハウなどの知的財産を積極的に活用する体制づくりを推進。

農林水産業・食品産業
の競争力強化
農山漁村の活性化

知的財産の創造・発掘・活用

知財の創造・発掘・活用の促進

- 農林水産知的財産ネットワークの構築により、研究成果や現場の技術・ノウハウ・植物新品種等の知的財産の情報を共有し、マッチング等の活用の体制を整備。これにより、更なる知財創造を喚起。
- 公的研究機関の研究成果を幅広く活用し、新食品・新素材の実用化により新需要を創造。



アントシアニンを多く含む
紫イモ



紫外線を受け発光する生糸



電子基盤への応用

地域ブランド化の戦略的推進

- 『真に力のある地域ブランド』を確立するための品質管理、生産体制の整備、名称管理、マーケティング力向上等を行うプロデューサーの招へいを支援



- 地域ブランドの確立



紀州南高
梅干し



タ張メロン



関さば・関あじ

支え

知的財産の保護

植物新品種の国内外における保護強化

- 海外での保護の強化を目指し、東アジア地域各国における調和的な品種保護制度の整備・充実を推進するため、「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置。
- 権利侵害への迅速な対応を目指し、DNA識別技術の向上、鑑定可能な登録品種の保管体制の整備等。

その他知的財産の保護強化

- 我が国食品産業の東アジア地域への投資を促進するため、情報収集・提供体制を強化。
- 家畜遺伝資源の保護・活用体制の強化

支え

(下地づくり)

支え

人材育成・知識の普及

- 普及指導員や地方公共団体職員、農協の営農指導員等への研修による指導的人材育成とそれによる農林水産業者等への知的財産の意識の普及

(7) 農場から食卓までの食の安全と消費者の信頼の確保

① 食品の安全確保

【食品安全確保対策 1, 708 (1, 135) 百万円】

対策のポイント

食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産現場から食卓までを通じて食品の安全確保についての取組を進めます。

(安全な食品とは?)

どんな食べ物でも、食べる量や毒性の強さによっては、体に悪い「毒」になる可能性があります。その食品に適した方法で取り扱い、適量食べたときに人に害を与えないことを、食品が「安全である」といいます。

(安全な食品を食卓に届けるために)

食べ物は健康的に生きていく上で欠かせないものですが、生産・加工・流通段階や家庭での取扱いが適切でなければ、それは安全な食べ物でなくなる可能性があります。だからこそ、生産段階から加工・流通及び食卓にいたるまで安全を確保する取組を進めることが大切で、このことはすでに2000年頃から国際的な共通認識となっています。

政策目標

国産農産物を汚染する特定の有害物質等の摂取を
許容量を超えないように抑制

<内容>

1. 食品安全に関するリスク管理の推進

食品に起因する健康への悪影響を未然に防止するための政策を決定するために、食品に由来する健康リスクがどの程度あるのかを予測したり、適切な安全管理をするのに必要な技術の開発や調査・研究を行います。具体的には以下の取組を行います。

- ① 有害微生物について、食品や生産環境の汚染実態の調査・分析を拡充し微生物によるリスクへの対応を強化するとともに、有害化学物質による食品や飼料の汚染実態に関する調査・分析や生産資材の使用基準や残留基準値などの策定・見直しのための調査・試験を引き続き実施。
- ② 生産段階から流通・加工段階に至る様々な危害要因についてのリスク低減技術の開発等、行政ニーズや社会ニーズに即して食品安全だけでなく、動物衛生及び植物防疫も向上させるための研究を推進。

【食品安全確保調査・試験事業 961 (979) 百万円】

生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明と
リスク低減技術の開発 549 (0) 百万円

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 5, 200 (注) 百万円の内数

注：平成19年度は、「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」で実施

2. 国際基準等の策定への積極的な対応

コーデックス等の国際基準に我が国の実情を的確に反映させるため、関係国との意見交換等を充実強化します。

【SPS関連調査・推進活動費 24(13)百万円】

3. 安全な農畜水産物の供給

農薬や飼料・飼料添加物、動物用医薬品などの安全の確保や適正な使用等により安全な農畜水産物の供給を確保します。

具体的には、自治体や団体等が実施する以下のような取組に対し支援を行います。

- ① 農薬の適正使用に関する指導を徹底するとともに、食の安全確保の観点から農作物の栽培・出荷方法に関する指針を策定・検証
- ② 農産物に含まれるカドミウムを低減するための新たなリスク管理措置の評価
- ③ 動物用医薬品の承認を迅速化するための試験法のガイドラインの整備及び国際的調和の促進
- ④ 有害物質混入防止のための飼料製造工場における適正製造指針の策定
- ⑤ 地域における飼料及び動物用医薬品の安全確保のための調査、指導
- ⑥ 養殖水産物の安全を確保するため、適正養殖規範を策定
- ⑦ 二枚貝の安全を確保するため、貝類の毒化状況の実態調査を行うとともに、新たにノロウイルスの監視を実施
- ⑧ 産業動物獣医師を育成・確保するため、就業体験等を実施

【食の安全・安心確保交付金 2,345(2,513)百万円の内数】

【動物用医薬品対策事業費補助金 60(63)百万円】

【流通飼料対策事業費補助金 50(53)百万円】

【養殖衛生対策推進事業委託費 103(99)百万円の内数】

【貝毒安全対策事業委託費 14(10)百万円】

【獣医師育成・確保等支援対策事業費補助金 34(6)百万円】

担当課：消費・安全局消費・安全政策課 (03-3502-5722 (直))
国際基準課 (03-3502-8732 (直))
農産安全管理課 (03-3501-3767 (直))
畜水産安全管理課 (03-3502-8206 (直))
農林水産技術会議事務局研究開発課 (03-3502-7435 (直))

② 動植物防疫対策の推進

【動植物の防疫の強化 7, 607(6, 688) 百万円】

対策のポイント

家畜の伝染病や作物に有害な病害虫などの海外からの我が国への侵入防止と国内での発生・まん延防止により食料の安定供給を確保します。

(動物検疫とは)

動物の病気の海外からの侵入を防止するため、全国の動物検疫所で300人以上の家畜防疫官が輸入される動物・畜産物の検査を行っています。人が感染する狂犬病やエボラ出血熱等の侵入を防止するため、犬、猫、サルなどの検査も行っています。また、海外旅行者が動物検疫を受けずに畜産物を持ち込むのを防ぐために、成田国際空港では検疫探知犬も活躍しています。

(植物検疫とは)

作物に有害な病害虫の海外からの侵入を防止するため、全国の植物防疫所で850人以上の植物防疫官が輸入される植物の検査を行っています。国内の一部のみに存在する病害虫のまん延を防ぐため、植物等の国内移動規制なども行っています。

政策目標

- 国内における家畜伝染病・養殖水産物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止
- 我が国に未発生又は一部にのみ存在する病害虫の侵入・まん延の防止と環境に配慮した病害虫管理体制の構築

<内容>

1. アジアにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の推進

鳥インフルエンザが国境を越え拡散している現状を踏まえ、家きん段階で早期に撲滅し、新型インフルエンザの発生防止にも資するよう、アジア各国の防疫対策を推進します。また、アジア各国のウイルス検体の分析を実施する中核診断施設を動物検疫所に新たに整備します。

【アジアにおける鳥インフルエンザ防疫体制強化プログラム 1, 314(0) 百万円】

うちアジアにおける早期通報体制の整備等(平成20年度当初予算) 71(0) 百万円
うち中核診断施設整備等(平成19年度補正予算) 1, 242(0) 百万円

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止

動物検疫所において、輸出入動物及び畜産物の検査を実施し、海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を防止します。平成20年度からは、国際基準を踏まえた検査手法の導入、靴底消毒の徹底などにより、一層の検査体制の強化を図ります。

【動物検疫所充実強化対策費 337（228）百万円の内数】

3. 家畜の生産段階における疾病の清浄化等

地域におけるオーエスキー病の清浄化へ向けた取組を集中的に推進します。また、ワクチン接種、死亡牛検査等による各種疾病の清浄化、HACCP方式を活用した衛生管理等による畜産物の安全性の向上を図ります。

【家畜衛生対策事業 2,910（2,947）百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2,345（2,513）百万円の内数】

4. 家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫の着実な実施

家畜伝染病予防法に基づき、都道府県が行う検査に必要な費用の負担、殺処分された家畜に対する手当金の支払い等を行います。また、移動式焼却炉の開発や備蓄等を行うことにより、的確で迅速な家畜防疫を推進します。

【家畜伝染病予防費 3,590（3,590）百万円】

【家畜円滑処理体制強化整備事業 76（0）百万円】

【家畜伝染病早期診断体制整備事業委託費 98（0）百万円】

5. 水産動物の伝染性疾病の侵入・まん延防止

① 動物検疫所において水産動物の輸出入検疫体制を整備し、海外からの水産動物の伝染性疾病の侵入を防止します。

② 平成20年度からは、冷凍エビなど水産物を介した疾病まん延リスクの評価を進めるとともにOIE指定疾病の国内浸潤調査を実施し、新たな疾病リスクへの対応を強化します。

【動物検疫所充実強化対策費 337（228）百万円の内数】

【水産防疫技術対策事業委託費 44（39）百万円】

【養殖衛生対策推進事業委託費 103（99）百万円の内数】

6. 植物検疫体制の強化

- ① 作物に有害な病害虫の海外からの侵入を防止するため、植物防疫所で検査を行うとともに、国内において重要病害虫の防除を推進します。
- ② また、検疫処理技術の国際基準策定のための国際会議を我が国で開催するほか、輸出促進を図るための輸出先国との検疫協議を加速化します。

【植物防疫所の検疫事業費 1, 6 6 4 (1, 7 9 6) 百万円の内数】

【植物検疫処理技術の世界標準化への戦略的対応推進事業 1 1 (0) 百万円】

【植物防疫対策事務費 4 9 (4 1) 百万円の内数】

7. 環境に配慮した病害虫管理体制の構築

- ① 病害虫が発生しにくい環境づくりや、物理的防除、天敵などを最適に組み合わせた総合的病害虫・雑草管理（I P M）を推進します。
- ② マイナー作物の防除対策の推進のため、農薬登録に必要なデータ収集等を支援します。

【I P M技術評価基準策定・情報提供事業委託費 1 0 7 (1 1 2) 百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2, 3 4 5 (2, 5 1 3) 百万円の内数】

8. 鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症対策技術の高度化

鳥インフルエンザやB S E等の人獣共通感染症について、科学的知見を集積し、病原体の検査技術の高精度化・効率化等、効果的な防疫対策技術の確立を図ります。

{	鳥インフルエンザ、B S E等の高精度かつ効率的なリスク管理技術の開発	
		7 0 0 (0) 百万円
		事業実施主体：民間団体等

{	担当課：消費・安全局動物衛生課	(0 3 - 3 5 0 2 - 5 9 9 4 (直))
	畜水産安全管理課	(0 3 - 3 5 0 2 - 8 2 0 6 (直))
	植物防疫課	(0 3 - 3 5 0 2 - 5 9 7 6 (直))
	農林水産技術会議事務局研究開発課	(0 3 - 3 5 0 2 - 0 9 6 6 (直))

③ 食の安全と消費者の信頼の確保

【食品に対する国民の信頼確保策 1, 535(1, 047) 百万円】

— 対策のポイント —

- ① 食品事業者のコンプライアンス（法令の遵守及び企業倫理の保持等）の徹底、HACCP等の品質・衛生管理手法の導入促進、食品事故発生時の的確な対応が可能となるトレーサビリティの普及を図ります。
- ② 食品の安全や消費者の信頼確保に向けた意欲的な食品事業者の取組を促すため、民間の多様な主体がこれら事業者の取組を適正に評価・奨励するための枠組づくりを推進します。
- ③ 食品表示について監視・指導を徹底するとともに、表示制度の啓発を実施します。

（HACCP手法とは）

HACCP手法とは、食品のすべての製造工程で、あらかじめ危害を予測し、危害防止につながるポイントで継続的に監視・是正することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止する管理手法です。

（食品表示の適正化に向けて）

JAS法により、我が国において消費者に販売される生鮮食品には、名称及び原産地を、加工食品には、名称や原材料などを表示すべきことが義務付けられています。

また、加工食品の中でも加工度が低く生鮮食品に近い20食品群については、その原料の原産地も表示することが義務付けられています。

農林水産省では、適正な表示が行われるよう、全国の農政局及び農政事務所で監視活動を行っています。

（トレーサビリティとは）

トレーサビリティとは、食品が生産から販売にわたってどのようなルートを通ったか把握できることです。トレーサビリティを確立すれば、食品事故発生時の原因究明や食品回収などがより迅速に行えるようになります。牛については、牛トレーサビリティ制度により、国内で飼養されているすべての牛への耳標装着と異動等の届出、牛肉への個体識別番号表示等が義務付けされています。

— 政策目標 —

- 中小の食品事業者における企業行動規範、衛生管理マニュアル及び事故対応マニュアルの作成率の向上
- 食品の安全や消費者の信頼確保に向けて、積極的に取り組む食品事業者の増加
- 食品製造業におけるHACCP手法を導入する事業者の増加
- 食品の不適正表示の改善
- 食品事故発生時の的確な対応が可能となるトレーサビリティの普及

<内容>

1. 食品に関する国民の信頼確保総合対策

① 行動規範の策定等コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底に向け、食品事業者による自主的な行動規範等の策定を促すための実践的なセミナーの開催等を行います。

食品企業信頼確保対策推進事業 169(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

② HACCPなどの品質・衛生管理手法の導入促進

HACCP手法の導入や食品の全社的な品質管理体制づくりを推進するため、食品企業の経営者や現場責任者等に対する研修会、セミナー、ISO2000などに関するシンポジウムの開催等を行います。

食品産業HACCP等普及促進事業 150(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

③ 食品事業者による食品の安全や消費者の信頼確保に向けた取組の促進

食品の安全や消費者の信頼確保に向けた意欲的な食品事業者の取組を促すため、民間の多様な主体がこれら事業者の取組を適正に評価・奨励するための枠組づくりを推進します。

食への信頼向上活動促進事業 151(0)百万円
事業実施主体：民間団体等

2. 食品表示の監視指導・啓発の推進

消費者、製造業者等への表示制度の啓発を実施するとともに、食品表示の監視指導を徹底し、食品表示の適正化を推進します。また、表示監視に当たる職員的能力向上を図るとともに、監視に必要な機器を農林水産消費安全技術センターに整備することにより、監視体制を強化します。

【特定JAS規格検討・普及推進事業委託費 44(47)百万円】

食品表示適正化総合対策事業 305(269)百万円
うち食品表示適正化対策事業 108(96)百万円
(独)農林水産消費安全技術センターの施設整備 838(731)百万円
うち遺伝子分析検査施設整備 140(0)百万円(19年度補正予算で確保)

3. 食品トレーサビリティの普及

食品事故発生時の的確な対応が可能となるトレーサビリティの普及を図るため、食品事業者の取組状況を調査し、事業者が容易に取り組める具体的な手法の検討・普及に活用します。

食品トレーサビリティ向上対策委託費 18(0)百万円
事業実施主体：民間団体等

担当課：消費・安全局表示・規格課 (03-3502-5724(直))
消費・安全政策課 (03-3502-8503(直))
総合食料局 食品産業企画課 (03-3502-5743(直))
食品産業振興課 (03-3502-5744(直))

食品に対する国民の信頼確保策について

積極的な民間活動の促進

食品の安全・信頼確保のための取組の促進

コンプライアンスの徹底

○法令遵守体制の整備、緊急時の対応方針の策定、情報伝達体制の整備等を食品企業が実践することを促進

HACCP手法の導入促進

○HACCP手法の導入や食品の全社的な品質管理体制づくりを推進するための研修会、セミナー、シンポジウム等の開催

トレーサビリティの普及

○食品事業者の取組状況について品目ごと・流通の段階ごとに調査を実施

食品事業者の意欲的な取組が適正に評価・奨励されるための環境を整備

食品事業者の安全、信頼確保の積極的な取組が評価・奨励されるための枠組作りを推進

○食品の安全、消費者の信頼確保に向けた食品事業者の取組を評価・奨励するための枠組を策定

○この評価・奨励の枠組を民間の多様な主体が活用することにより、意欲的な食品事業者が適性に評価・奨励されることを促進

さまざまなチャネルを通じて優良業者の取組を国民に周知

食品事業者による食品の安全と消費者の信頼確保の取組が促進

JAS法の品質表示の業者間取引への適用

全ての加工食品の原料供給者との取引について表示を義務化
(告示を改正し、4月1日から実施予定)

○業者間取引を担う業者に対する食品表示制度の啓発を実施

監視指導の充実・強化

○国民からの情報提供等への職員の対応能力の向上
地方農政事務所職員の情報提供等に対する対応能力を向上させるための研修プログラムの開発、実践的な研修等を実施

○加工食品の検査・分析の充実

農林水産消費安全技術センターの買い上げによる抜き打ち検査の実施及びそのために必要な分析施設を整備

消費者の安心感の基礎となる食品表示の適正性の確保

規制による信頼確保

食品に対する国民の信頼を総合的に確保

④ 生産工程管理（GAP手法等の導入）の推進

【先進的総合生産工程管理体制構築事業 808（0）百万円】

対策のポイント

生産から食卓までの食品安全を確保するため、全国の農業生産現場においてGAP手法の積極的な導入・推進を図るとともに、川上（生産）から川下（加工）まで一貫した生産工程管理体制を構築します。

（GAP手法とは）

GAP手法（農業生産工程管理手法）は、農産物の食品としての安全性の確保のみならず、環境の保全、労働安全の確保等様々な目的で、農業生産工程全体を管理し、適正な農業生産を実現するために有効な手法です。

我が国の多くの産地や農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことで、産地の競争力強化や農業経営の改善、効率化に資するとともに、農産物の食品としての安全性等について消費者や食品事業者等の信頼の確保を推進します。

政策目標

平成23年度までにおおむね全ての主要な産地（2,000産地）
においてGAP手法を導入

<内容>

1. 産地実証等への支援

都道府県や産地段階におけるGAP手法導入の推進体制の整備・強化、産地の農業実態に即したGAP手法普及マニュアルの作成、マニュアルを元にした産地実証等に対する支援を行うとともに、海外の実態調査等を行い、GAP手法に取り組みやすい環境を整備し、農業者や産地の取組の拡大を図ります。

食の安全・安心確保交付金 2,345（2,513）百万円の内数

交付率：定額（1／2以内）

事業実施主体：地方公共団体、民間団体

生鮮農産物安全性確保対策事業費補助金 6（6）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

2. 先進的総合生産工程管理体制の構築

生産から加工まで一貫した工程管理体制の確立、工程管理の効果的な実施に対応できる先進的な施設の整備に対する支援を行い、モデル的な取組の構築を通じて、工程管理手法の普及を図ります。

先進的総合生産工程管理体制構築事業 808（0）百万円

補助率：1／2以内、定額

事業実施主体：民間団体

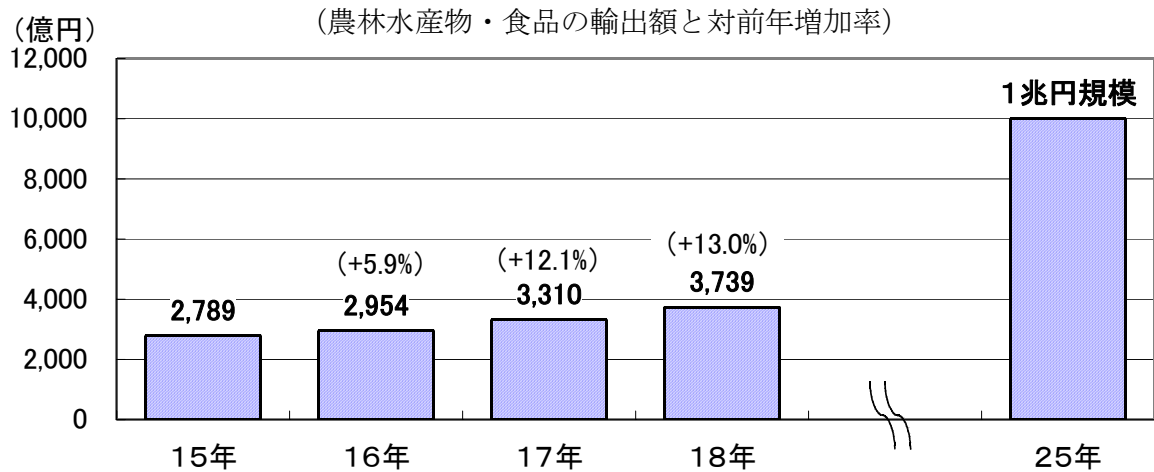
〔担当課：生産局生産技術課（03－6744－2110（直））〕

(8) 農林水産物・食品の輸出の拡大

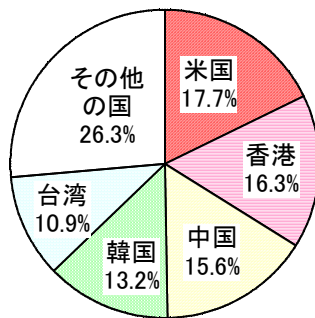
【輸出促進対策 2,052(2,337)百万円】

対策のポイント

農林水産物・食品の輸出の拡大に取り組みます。このため、関係府省、都道府県、民間団体等が参画する農林水産物等輸出促進全国協議会です承された「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に沿って、意欲ある農林漁業者等に対する支援策等を展開します。



(輸出額の国別割合(18年))



(輸出額が大きく伸びている主な品目)

	輸出額 (18年)	14年比	拡大の背景
りんご	57億円	2.1倍	台湾で好評
緑茶	31億円	2.2倍	欧米で流行
いちご	1億円	15.0倍	香港等で好評

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 品目別の戦略的な輸出促進

(1) 輸出ビジネスモデル戦略の検討・策定等

品目ごとの輸出実行プランを普及するとともに、他の農林漁業者等にとって見本となる先進的な取組を確立することにより、農林漁業者等の輸出活力を誘発します。

〔みなぎる輸出活力誘発事業 86（64）百万円〕
事業実施主体：民間団体

（２）品目ごとの市場実態等調査等

個々の品目に係る市場実態等調査、海外貿易情報の収集等により、輸出の円滑化を推進します。

〔農林水産物貿易円滑化推進事業 110（215）百万円〕
事業実施主体：民間団体

（３）品目ごとのDNA分析技術の開発

品種を識別するためのDNA分析技術の開発を支援することにより、我が国のオリジナル品種を保護し、輸出の促進を図ります。

〔農林水産物等輸出促進支援事業のうち品種保護に向けた環境整備 58（72）百万円〕
補助率：1／2
事業実施主体：民間団体

２．意欲ある農林漁業者等に対する支援

（１）農林漁業者等の販売促進活動に対する支援

貿易実務経験や専門的知見を有する者（輸出プロモーター）の活用、海外における農林水産物・食品の広告宣伝等を総合的に支援することにより、明確な目標を設定した農林漁業者等による戦略的な輸出の取組を促進します。

〔農林水産物等輸出促進支援事業のうち
農林水産物等輸出促進対策 600（600）百万円〕
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体

（２）海外における展示・商談会の開催、常設店舗の設置

海外における展示・商談の場の提供や海外高級百貨店等におけるアンテナショップの設置により、農林漁業者等の販路の創出・拡大を支援します。

〔農林水産物等海外販路創出・拡大事業 500（610）百万円〕
事業実施主体：民間団体

（３）国内における展示・商談会、輸出促進セミナー等の開催

国内における展示・商談の場や情報収集の場の提供等により、農林漁業者等が国内外のバイヤーや輸出先駆者等から活きた輸出情報を収集するためのネットワークを構築します。

〔活きた輸出情報ネットワーク構築事業 61（51）百万円〕
事業実施主体：民間団体

（４）農産物の輸出検査体制の強化

輸出品目の特性等に応じて農産物の輸出検査を集荷地で行い、品質の保持や物流

の円滑化を図ります。

【農産物輸出増大に伴う植物検疫迅速化等特別対策事業 44（0）百万円】

3. 日本食・日本食材等の海外への情報発信

（1）日本食イベントや広報活動を通じた情報発信

外国人才ピニオンリーダー等に対する旬の高品質な日本食・日本食材等の提供、海外に日本食・日本食材等や日本食文化の魅力を伝えるPRイベント等の開催、マスメディアを活用した各種広報活動の展開等により、日本食・日本食材等の魅力を海外に発信します。

（日本食・日本食材等海外発信事業 366（397）百万円）
事業実施主体：民間団体

（2）海外日本食優良店の普及を通じた情報発信

海外日本食優良店の調査、現地における優良店の基準の策定・普及、現地組織による情報収集等を支援することにより、海外における日本食の信頼性を高め、日本食ファンを世界に広げます。

【海外日本食優良店調査・支援事業 182（276）百万円】

【農林水産物等輸出促進支援事業のうち海外日本食優良店普及促進事業 45（0）百万円】

4. その他輸出促進関連予算

（1）輸出促進に資する安全の確保

農産物等の生産段階における輸出にも対応し得るGAP手法や水産加工施設における品質管理のためのHACCP手法の導入等により、輸出促進に資する安全確保への対応を図ります。

【先進的総合生産工程管理体制構築事業 808（0）百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2,345（2,513）百万円の内数】

【水産物品質管理対策推進支援事業 109（121）百万円】

（2）日本茶のブランド戦略の推進

品質管理認証システムの構築により、日本茶のブランド戦略を推進します。

（日本茶品質管理認証システム構築事業 19（20）百万円）
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

（3）輸出振興のための生産、流通、加工技術の開発促進

農林水産物・食品の輸出促進に資する生産、流通、加工技術に関する技術開発を促進します。

（新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 5,200（注）百万円の内数）
注：平成19年度は「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」で実施
事業実施主体：民間団体等

(4) 輸出力の強化に必要なインフラの整備

農林水産物・食品の安定的な供給の基礎となる**インフラ整備を推進**します。また、強い農業づくり交付金に2,500百万円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に1,300百万円の**輸出対策枠をそれぞれ設定**します。

【国営かんがい排水事業費等（公共） 415,782（419,383）百万円の内数】

【水産物流通機能高度化対策事業（公共） 98,753（0）百万円の内数】

【強い農業づくり交付金 24,914（34,067）百万円の内数】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 30,546（34,088）百万円の内数】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 9,692（9,756）百万円の内数】

【強い水産業づくり交付金 7,730（8,762）百万円の内数】

【乳業再編整備等対策事業 4,120（4,120）百万円の内数】

【農林漁業金融公庫資金の活用】

【農業改良資金の活用】

(5) 事業者に対する海外でのサポート体制の整備

「東アジア食品産業活性化戦略」の一環として、東アジア各国主要都市に設置された協議会を通じ、海外において、投資促進に資する情報を共有化・活用するほか、輸出に取り組む事業者に対しても**情報提供等のサポート**を行います。

（食品産業国際競争力強化対策事業 249（308）百万円の内数
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体）

[担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室（03-3502-3408(直)）]

（９）農林水産分野の国際協力の推進

【政府開発援助 4, 541（4, 753）百万円】

対策のポイント

農林水産分野の重要施策と連携した戦略的・重点的な国際協力を行います。

（開発イニシアティブとは）

ＷＴＯ香港閣僚会合に際して、日本が表明した途上国への支援策。途上国が自由貿易体制から更なる利益を得られるようにするため、途上国の生産の現場から輸出先の食卓等までの一連の流れを包括的に支援するもの。

政策目標

- 我が国及び世界の食料安全保障確保への貢献
- 「開発イニシアティブ」の更なる推進等による国際交渉（ＷＴＯ、ＥＰＡ等）の円滑化
- 我が国へも影響を及ぼす地球規模での環境問題、越境性疾病への対応

＜内容＞

１．アジアにおける鳥インフルエンザ防疫体制強化に向けた支援

アジア地域の鳥インフルエンザのまん延防止に向け、アジア域内の早期通報体制の整備、獣医行政組織の能力向上、ウイルス伝播ルートの特明に対する取組を行います。

（アジアにおける鳥インフルエンザ防疫体制強化プログラム 71（0）百万円
拠出先：国際獣疫事務局（ＯＩＥ）

２．アフリカ農村地域の貧困削減に向けた支援

アフリカ農村地域の貧困削減に貢献するため、農業生産に不可欠な土地・水資源の劣化防止のための地域特性に応じた対策や稲作の拡大のための農地・灌漑施設の整備など条件整備について検討します。

（アフリカ農村貧困削減対策検討調査費 210（0）百万円
事業実施主体：民間団体

３．海外農業青年への日本型農業技術移転・人材育成事業

開発途上国の農業青年を対象に我が国の持つ環境にも配慮した日本型農業技術の移転を行い、地域リーダーとしての人材育成を図ります。

（海外農業青年日本型農業技術移転・人材育成事業 54（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：（社）国際農業者交流協会

４．アジア地域の植物新品種保護制度の整備推進

アジア地域の植物品種保護制度の整備・拡充のための人材育成や、地域内の各国間の協力に向けた取組を支援します。

（アジア地域植物新品種保護制度整備推進事業 22（15）百万円
拠出先：植物新品種保護国際同盟（ＵＰＯＶ）

５．水産資源管理の強化に向けた支援

世界的な規模での水産資源の確保に向け、地域漁業管理機関間の連携を強化して、開発途上国の資源管理を支援します。

（地域漁業管理機関機能強化等促進事業 16（0）百万円
拠出先：国連食糧農業機関（ＦＡＯ）

[担当課：大臣官房国際部国際協力課（（03）3502－5913（直））]

(10) 食品産業の競争力の強化

【食品産業競争力強化対策 858 (917) 百万円】

① 東アジア市場全体を見据えた食品産業戦略の推進

【249 (308) 百万円】

対策のポイント

我が国食品産業の東アジア地域における展開を促進することにより、東アジア地域の活力を活かした国際競争力の強化を図る「東アジア食品産業活性化戦略」を推進します。

(我が国食品産業と東アジア各国の現状)

- ・国内市場の量的飽和と成熟化。国際化への取組の遅れが欧米系との売上高の格差要因。
- ・一方、東アジア各国は、人口増加と高い経済成長による魅力的な市場。

政策目標

東アジアにおける我が国食品産業現地法人の活動規模 5年で3～5割上昇
(売上高約84億ドル(17年度)→110～125億ドル程度(22年度))

<内容>

1. 東アジア主要都市と日本国内(東京・地方都市)のネットワーク構築

外資導入等の優遇措置、阻害要因、製造・販売条件、技術開発に係る特許取得等を調査・分析し、食品産業の海外展開支援マニュアルを作成します。また、東アジア各国主要都市に協議会を増設し、我が国食品企業へのきめ細かなサービスを行う等、東アジア各国での投資促進に必要となる情報を共有化・活用します。

食品産業分野における専門知識・経験を有した方々の人材バンクへの登録と派遣等を行い、海外現地法人の技術者・経営者等の人材育成・確保を支援します。

【東アジア産学官ネットワーク構築支援事業 58 (58) 百万円】

【食品産業海外人材育成支援事業 41 (50) 百万円】

2. 技術開発

食品産業の海外事業展開のための流通・加工等の技術に関する研究開発を推進します。また、開発された技術シーズの海外での実用化モデルについて、現地での有効性を実証し、定着を図る取組を支援します。

【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 5,200 (注) 百万円の内数】

注：平成19年度は、「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」で実施

【食品産業技術海外展開実証事業 150 (200) 百万円】

3. 輸出促進対策との連携

輸出促進対策と連携し、海外事業展開に意欲を有する食品企業が、海外事業展開に先立ち、現地のアンテナショップにおいて自社製品の試験販売などを行おうとする取組を支援するなど、各種支援策が活用しやすい体制を構築します。

【輸出促進対策 2,052 (2,337) 百万円の内数】

② 食料産業クラスターの形成の推進

【609（609）百万円】

対策のポイント

地域の食品産業が中核となり、農林水産業やその他関連産業等との連携による「食料産業クラスター」の形成を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大の取組等への支援を実施します。

（食料産業クラスターによる主な取組状況）

1. 鶏内臓肉を有効活用した高濃度アミノ酸発酵調味料「鶏醬」の開発、販売展開（北海道）
2. 鹿沼市特産のハトムギ焼酎等を使用した「美たまるカステラ」の開発、販売展開（栃木県）
3. 加賀野菜を微粉碎した加賀野菜パウダーの開発と微細粉末化装置の開発（石川県）

政策目標

食料産業クラスターに参画している食品製造企業の製品出荷額が前年度実績を上回ること

<内容>

1. 地域の食料産業クラスターによる新商品開発の推進

新商品開発を推進するため、地域の食品産業と農林水産業やその他関連産業等を結びつけるコーディネーターの確保、関係者の交流の促進、人材育成、国産農林水産物を活用した新商品開発を支援します。また、開発された新商品の販路拡大を図るため、流通業者との密接な連携等を推進します。

地域食料産業クラスター機能高度化促進費 237（237）百万円
補助率：1／2
事業実施主体：民間団体

2. 地域の食料産業クラスターに対する側面的支援

全国食料産業クラスター協議会を通じ、開発された新商品の販路拡大に資するマーケティング情報を提供します。また、大学、試験研究機関等の食品分野の技術開発の促進や、外食事業者と農業者等との交流会の開催等を行います。

食料産業クラスター機能高度化支援費 209（209）百万円
補助率：定 額
事業実施主体：民間団体

3. 地域食品ブランドの育成・管理の推進

地域食材を活用した食品の供給及び産地ブランドの確立を推進するため、食品企業等のブランド管理能力の向上等を推進します。

地域食品ブランド育成・管理支援費 163（163）百万円
補助率：定 額
事業実施主体：民間団体

[担当課：総合食料局食品産業企画課（03－3502－5742（直））]

(11) 政策ニーズに即した農林水産統計の実施

【政策ニーズに即した農林水産統計 7,154(5,886)百万円】
(うち農林漁業センサスを除く額 5,701(5,643)百万円)

対策のポイント

強い農業づくりと地域を元気づける農山漁村の活性化に資する施策のための統計調査を、統計調査業務の効率化を図りつつ、着実に実施します。

(農林水産統計の課題)

- 農林漁業・農山漁村の状況の把握等政策の基礎となる統計調査を確実に実施するとともに、国民へより分かりやすく、理解しやすい形で統計データを提供
- 新統計法に基づく政府統計基本計画の策定に対応しつつ、農林水産統計を再構築
- 総人件費改革に対応するため、統計調査を効率化・合理化（農林水産統計地方組織の定員を4,132人（平成17年度）から平成22年度までに2,228人へ半減）

政策目標

国家の基本的な指標となる統計、農林水産政策の基本となる統計調査を実施し、国民へ提供

<内容>

1. 強い農業づくりに向けた農政改革の推進に資する統計調査の実施

- ① 米政策改革推進対策に関連して、米の需給計画の策定・検証、集荷円滑化対策等生産調整の確実な実施に必要な米の作況調査等各種生産統計を実施します。また、水稻平年収量について、近年の温暖化の影響を踏まえ、見直すこととしています。
- ② 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）に関連して、農業経営統計を着実に実施するとともに、集落営農関係の統計について、生産コスト等を把握できるようにするなど拡充して実施します。

2. 地域を元気づける農山漁村活性化施策のための統計調査の実施

- ① 農山漁村の活力を引き出す施策のための各種統計調査（農業集落の実態、地域の景況感等を把握する調査）を実施するとともに分析・提供手法を改善し、使いやすく、分かりやすい統計データを整備します。
- ② 2008年漁業センサスの本調査を実施し、その中で、漁業体験の参加人数、水産物直売所の利用者数といった都市との交流状況等の地域活性化の取組を把

握します。

- ③ 2010年農林業センサスに向けた試行調査を実施します（本調査は2010年に実施。本調査の中では地域活性化の取組を調査）。
- ④ 食品循環資源の再生利用等実態調査によりバイオマスの利活用状況を把握します。

3. 食と農に関する国家戦略的取組に対応した統計調査の実施

- ① 食料供給コストを把握する調査を実施します（食料供給コスト縮減アクションプラン関連）。
- ② 海外（東アジア諸国）における我が国食品産業の進出状況を把握する調査を実施します（東アジア食品産業活性化戦略関連等）。

4. アウトソーシング(民間委託)、IT化による統計調査の効率化の推進

- ① 市場化テストを導入します（公共サービス改革法に基づく包括的民間委託）。
 - ・ 牛乳乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査
- ② 民間調査員調査化・郵送調査化等を推進します。
 - ・ 民間調査員の確保・育成(登録調査員制度、指導・研修会の充実)
 - ・ 経営収支をパソコン上で管理できるソフトを調査キットとして貸与することにより、調査対象農家の記帳負担の軽減、郵送調査による合理化を両立
 - ・ 調査票のプレプリント化等により調査対象者の負担を軽減
- ③ 面積調査において衛星画像と地理情報システム（GIS）を活用した母集団整備の効率化を図ります。

[担当課：大臣官房統計部管理課（03-3502-5621（直））]

政策ニーズに即した農林水産統計の実施 概算決定72億円

農林水産統計の課題

○農林水産政策の基本となる統計調査を実施

- ・ 農林水産政策の推進に直結するデータの収集
- ・ 農林漁業・農山漁村の基本的な状況の把握

○農林水産統計を再構築

- ・ 新統計法に基づく政府統計基本計画への対応

○統計調査の効率化

〈総人件費改革への対応〉

- ・ 農林水産統計職員を大幅に削減し、他府省へ配置転換（毎年約450人）

＜地方統計職員＞

4,132人 (H17年度) → 2,228人 (H22年度)

4年で半減

平成20年度の主要調査

強い農業づくりに向けた農政改革の推進に資する統計調査の実施

- ・ 米の作況調査等各種生産統計（米政策改革推進対策関連）
（※ 米の生産調整の実行に資する水稻作付面積調査を実施。水稻平年収量の温暖化の影響を踏まえた見直し）
- ・ 農業経営統計、集落営農関係の統計（水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）関連）
（※ 農業経営統計を着実に実施、集落営農関係の統計を拡充）

地域を元気づける農山漁村活性化施策のための統計調査

- ・ 農山漁村の活力を引き出す施策のための各種統計調査を実施するとともに、分析・提供手法を改善
（※ 活力ある農業集落の実態分析、地域の景況感の把握等）
- ・ 2008年漁業センサス本調査（11月実施）の中で地域活性化の取組を調査
（※ 漁業体験の参加人数、水産物直売所の利用者数といった都市との交流状況等）
- ・ 2010年農林業センサスに向けた試行調査の実施（※ 農林業センサス本調査の中では地域活性化の取組を調査）
- ・ 食品循環資源の再生利用等実態調査（バイオマス利活用）

食と農に関する国家戦略的取組に対応した統計調査の実施

- ・ 食料供給コストを把握する調査（食料供給コスト縮減アクションプラン関連）
- ・ 海外（東アジア諸国）における我が国食品産業の進出状況を把握する調査（東アジア食品産業活性化戦略関連等）

アウトソーシング、IT化による調査の効率化

- ① 市場化テストの導入（公共サービス改革法に基づく包括的民間委託）
 - ・ 牛乳乳製品統計調査等の3調査について市場化テストを実施
- ② 民間調査員調査化・郵送調査化等の推進
 - ・ 民間統計調査員の確保・育成
- ③ 面積調査における衛星画像と地理情報システム（GIS）の活用

（H17年度 → H20年度）
職員調査 19本 → (2本)
（一部のみ職員調査）

調査員調査 7本 → 11本

郵送調査・オンライン調査
6本 → 17本